

発議第6号

子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充等を求める意見書

【議案提出担当課：議会事務局】

必要な時に安心して医療機関に受診できることは子どもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、多くの国民の願いでもあります。我が国や我が地域の未来を担う子どもたちにとって、どこの地域にあっても、また、いかなる家計の状況であっても、いつでも安心して社会保障制度の根幹のひとつである医療を受診できることは重要であり、子ども医療費助成制度や、乳幼児医療費助成制度の拡充は地方自治体がリードしてきたものです。

平成30年度より、就学前の乳幼児医療については、国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置、いわゆるペナルティが廃止されたことから、奈良県では令和元年8月診療分から未就学児を対象に現物給付方式が導入され、斑鳩町でも窓口負担が大きく軽減されました。

しかしながら、一方で、就学後の子ども医療については現物給付方式により助成した場合、いまだペナルティが課せられている現状であります。

このペナルティを課している国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令は昭和34年3月に公布されたもので、我が国において1億人突破前の爆発的に人口が伸びている時代に施行されており、現在とこういった時代と同一視できるものではありません。現下は人口減少・少子化時代であるとともに、ひとり親家庭や障がい児の支援、貧困対策と物価高騰対策等による子育て支援は急務であります。今こそ、国と地方が協力して、この問題に総力を挙げて取り組まねばなりません。

よって、国においては、子ども家庭庁設置に向けて取り組まれていることから、この設置の趣旨を踏まえ、速やかに以下の項目について実現するよう強く要望します。

記

- 1 就学後の子ども医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を廃止すること。
- 2 地方自治体の取り組みを尊重し、子ども医療費助成制度を国の制度として早期に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月27日

奈良県斑鳩町議会